

パブリックコメントの結果について

意見募集期間：平成 24 年 7 月 13 日～7 月 31 日

意見提出者数：47

「高圧トランス・コンデンサ等」関係

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	P C B 处理に関する情報開示がまだまだあまい。政府が株主であるのだから、監査機能を強化するとともに、問題点の早期発見という意図から、工場立地自治体に、大学教授をはじめとして、市民・弁護士・医療関係者（医師等）での委員会を設置すべき。	J E S C O の処理施設のある地元自治体等において、P C B 処理事業の安全性を監視する観点等から、専門家や地元住民の方々が委員となった委員会等が設置され、公開で議論がなされています。この委員会等では、安全性に関するデータや、事業所におけるトラブル事例等について公表され、情報開示等が行われているところであり、今後ともこのような取組がしっかりと行われることが必要であると考えます。また、作業者の安全確保について、J E S C O に医師を含む作業環境の専門家等から構成される作業安全衛生部会を設置し、作業者の安全確保を図っています。
2	現状の処理対象地域を越えて処理を行うことは、既存設備への追加投資を抑えるためにも有効で、実施すべきであるが、J E S C O の処理施設が遠方になることによる保管事業者の輸送費負担が増加しないような処置が必要である。	産業廃棄物については、保管事業者の責任により、適正に処理できる施設まで運搬を行うことが必要です。運搬にかかる費用についても、検討委員会において、原則的には保管事業者が負担すべきものであると説明しています。これを踏まえ、今後、具体的な検討を行う中で整理することとしています。
3	J E S C O において、早期にP C B 处理を終了させることは必須であり、そのために現状の処理対象地域を越えて処理を早期に行うことは、早期に実現すべきであるが、コスト増により不法投棄が助長される懸念がある。	
4	該当するエリアにある J E S C O 事業所以外の事業所で処理を行う場合、収集運搬費用が高くなることで、保管事業者の中には、処理費用が負担できずに処理推進が阻害される恐れがある。そのため、収集運搬費についても P C B 廃棄物処理基金等を用いた負担	

	低減措置を検討していただきたい。	
5	J E S C O の 5 事業所での相互補完を行う場合、一旦、該当エリアに登録している事業所を集めて、それを事業所として、他の事業所に運搬するのか。それとも、例えば、大阪エリアの保管事業者が、処理先変更の連絡を受けて、東京事業所まで運ぶことになるのか。	産業廃棄物については、保管事業者の責任により、適正に処理できる施設まで運搬を行うことが必要です。今後、具体的な検討を行う中で整理することとしています。
6	J E S C O がコミュニケーションの推進を図ることについて記載されているが、保管事業者に対しては、長期的な保管機器の受入計画、処理費収支についても情報提供することが必要である。長期的な受入計画については、保管事業者は J E S C O の受入計画に協力することが求められているにも拘らず、J E S C O から保管事業者への処理計画の提示は前年度末になされている。保管事業者にとって莫大な処理費用の確保は経営上の大きな課題であり、J E S C O の処理計画に協力するためにも、保管事業者毎の長期的な受入計画の提示は必要である。また、保管事業者にとって、J E S C O の処理単価についての不満も多く、処理費用の収支についての詳細な説明は必須と考える	J E S C O において、保管事業者が適正処理を行うために必要な情報について適切に提供することが重要であることについて報告書に記述されており、引き続き、丁寧に説明を行うことが重要であると考えます。
7	(別添4)「考えられる処理促進策を講じた場合の処理期間（試案）」について、「今後、環境省・J E S C O でさらに検討を進めるとともに、関係者への説明を十分に行った上で実施することが必要である。」となっているが、その過程は徹底した情報の公開を願う。	御指摘の点については適切に情報公開を行うことが重要であると考えます。
8	別添4の、処理促進策を講じた場合、「処理終了の目処:概ね平成35年度、(14年短縮)」などという書き方は、問題点を意図的にあいまいにしたいのか、非常に憤慨する。J E S C O の5事業所立地の地域住民からすると、東京事業であれば、事業の期間は10年間、処理終了は平成27年3月であった。処理促進策を講じて、処理終了が概ね平成35年度になるということは、約束の処理終了から9年間の延長である。「14年短縮」などというまやかしの言葉で、施設の大改造などを強要することなどないように、まずは9年間の延長事業となることを、真摯に説明すべき。それからはじめて、処理促進策を論じることができるのでないか。	予定どおり処理を完了することが困難となっている理由について、環境省やJ E S C O は地元自治体の関係者等に対し丁寧に説明を行うことが重要であると考えます。

9	処理遅れの要因が種々書き連ねてあるが、それらの一つ一つ改善して推進していくのは当然である。無害化する処理方式について、なぜ計画通りの処理能力を発揮できないのかなど、技術面、性能面まで掘り下げて追求していくかないと、抜本的な改善策は得られないではないか。5事業所、それぞれの処理方式を継続するのであれば、プラント製造事業者や運輸会社との連携で、より処理能力が発揮できるための改善策を検討すべきである。	J E S C Oにおいて処理推進のために工程の改善を行うことについて報告書に記述されています。御意見については今後の取組における参考とさせていただきます。
10	J E S C Oにおける施設改造等は、改造の詳細と具体的な費用、費用対効果、責任の所在、費用負担を明確にし、国民に丁寧に説明することが重要である。	J E S C Oにおける施設改造等については、関係者に丁寧に説明を行うことが重要であると考えます。
11	別添2について、J E S C Oの処理の遅れの原因を海外処理と比較する意図が不明である。また、作業環境のみを断片的に比較して海外のP C B処理のすべてが不適切に行われているかのような印象を与えており、誇張的な表記方法も含めて国が中立な立場で検討した資料としては違和感を感じる。	わが国における高濃度のP C B処理については、閉鎖系で行われており、一方で、海外では開放系で行われている事例があることを紹介したものです。
12	報告書（案）には、P C B廃棄物の処理困難性が記されていますが、これらについては実施する前からわかっていたことである。広域処理をせずにもっと狭い区域毎の処理、可能な限り企業ごとの処理とすべきだった。安易に豊田事業分を北九州市に移動させる等の解決策を講じないでほしい。できなかった事業所の分ができる事業所へとたらい回しにするのであればはじめから“計画”は不要である。	処理の困難性については、当初から想定できていたものもありますが、それに加え、操業開始後に更に様々な困難な課題が明らかになり稼働の低下につながったということについて報告書に記述されています。これまでの取組の積み重ねの中から、ある事業所では処理に困難な条件があり処理スピードが上がらない一方、他の事業所では円滑に処理することが可能な機器が存在することが判明してきました。このため、処理に困難な条件がある機器については、関係者の理解と協力を得て、円滑に処理する能力のある別の事業所も活用して処理を行い、処理の促進を図る必要があることについて、報告書に記述されています。
13	J E S C Oの全国5事業所でのこれまでのP C B廃棄物処理については様々な問題があるが、おおむね順調に処理が進んでいると認識している。“順調に”と言う意味はP C B化学処理ではそれくらいの処理スピードであるということと、幸いにも大きな漏洩は起	今後の処理推進に当たっての基本的な考え方として、P C Bの環境への放出を防止すること及び作業の安全確保がされるようになければならないことについて、報告書に記述されています。

	<p>きなかつたということの二つの意味である。したがつて今回処理期間を延長することについては当然そうなることと予測していたので反対する立場にはない。今後とも大きな事故を引き起こさないように注意し、作業員の健康と安全を守る立場を堅持いただきたい。作業員の健康と安全を守る立場がなければ住民の健康と安全を守ることはできない。</p>	
14	<p>J E S C O が直接事業を運営するのではなく、別の事業会社に実質下請け化しているような状況では、安定した労働環境、安定した技術の維持及び継承ができるのか疑問が残る。このような状態は、労働組合の組織化を阻害し、労働者自身が自らの労働の誇りと労働の安全を自主的に管理する環境を創っていない。</p>	<p>検討委員会において、J E S C O から作業従事者の教育・研修制度として、①安全、環境関連活動に関する教育、②業務内容に応じた教育、③技術・技能伝承教育（作業手順書等の教育）等が実施されている旨の報告や自主的な職場改善活動の報告がありました。これを踏まえ、作業従事者の安全確保やモチベーション向上の重要性について報告書に記述されています。さらに、J E S C O においては、新設備の操業開始の際に、先行して同種の設備を動かしている他事業所に作業従事者を派遣して設備の操業・管理の研修を行い、運転技術の横断的な展開を図っています。</p>
15	<p>J E S C O の北海道事業所は、地震の影響を配慮した設計となっているのか。漏れを止める弁をすべて自動化すべき。また、北海道事業所の電源は1系統のみである。非常用発電機は1階にあり、想定を超える津波がきた場合すべての電源を失うことになる。電源の2系統化、非常用発電機を8m以上のところに設置し直す必要がある。さらに、工場の外壁、開口部が津波に耐える強度を持っているのか検証する必要がある。P C B 廃棄物の保管を想定される津波の高さ以上のところに限定する、保管庫の壁を強固なものにすることも一つの考え方。</p>	<p>J E S C O 各事業所は、建築基準法等の耐震基準に基づき耐震設計がなされています。御指摘の北海道事業所においては、東日本大震災後に大規模災害対策の検討を行っており、その結果を踏まえ、屋内外の配管への自動遮断弁の追設が進められています。また、仮に非常用電源の喪失が生じた場合でも、活性炭槽等があるため作業場の室内空気が直接建物外に排出されるものではありません。事業所内のP C B 廃棄物の保管場所については、落下防止バーや転倒防止治具の追設、チェーンでの捕縛の実施等により、対策が講じられています。</p>
16	<p>北海道P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議は、説明に大半の時間が費やされ、委員の十分な議論が保証されていない。委員の意見は「聞き置く」対応にしか見えない。監視円卓会議に、調査権や勧告権を付与すべき。</p>	<p>自治体等により設置されている監視委員会等の活動はP C B 処理の推進に重要であり、監視委員会においては、情報の提供や議論が適切に行われることが必要です。北</p>

		海道及び室蘭市により設置されている北海道P C B廃棄物処理事業監視円卓会議については、設置要領に基づき運営されていると承知しています。
17	この検討委員会で示す処理推進策を踏まえ、安全性の確保を前提に、スピードアップも考慮すると、保管中のP C B廃棄物の処理を行う施設、および一度に処理すべき量を、保管者側に選択権を与えることが好ましい。	高圧トランス・コンデンサ等については、拠点的広域処理施設において各エリアごとに処理を行うことを定めています。報告書においては、必要性の高い一部の機器について他事業所の能力を活用することが記述されていますが、それ以外の大部分については今後も基本的にはエリアごとの処理となります。また、搬入に当たっては、都道府県等における搬入調整に基づき円滑に搬入されることが重要であることについて、報告書に記述されています。
18	P C B特措法における国の役割（処理体制の整備）に基づき、安全性の確保を大前提としながら、「全国的な視点に立った5事業施設の有効活用」及び「内部部材・汚染物等の無害化認定処理施設の活用」等の具体的な処理促進方策を打ち出されたことは大いに評価できる。今後は、それらの方策について、スケジュールならびにベンチマークを設定し、処理終了期限に向けて適切な進捗管理の仕組みを構築頂きたい。	高圧トランス・コンデンサ等の処理推進策については環境省とJ E S C Oはさらに詳細な内容を検討すること、各事業エリアごとに具体的な処理見通しを設定することについて報告書に記述されています。
19	当初の計画は甘かったということを再認識し、もっと具体的に工程表を示すべき。J E S C Oには、期限内に処理が完了しなくとも政府が面倒を見てくれるから、という甘えがあるように思えてならない。役員の人数や報酬の削減も考えるべき。平成49年までJ E S C Oを延命させるのか。	
20	本来J E S C O対応であるべき高濃度P C B廃棄物のうち、変形、異物付着（混入）重度漏えい等の処理困難機器の処分について、「超大型トランス等」の「等」では読み取れない。処理目標年限までの完全処理を命題としている以上、これらイレギュラー品についての処分方法及び対応先についても明示してほしい。	御指摘を踏まえ、変形や異物混入等により、現行の工程では処理が難しい機器があることについて追記します。
21	処理を促進するなら、5事業所全てを同一の施設に改造し、すべてのP C B処理施設を処理可能にするしかないのではないか。	高圧トランス・コンデンサ等については、J E S C O各事業所で操業の改善、施設改造を行うとともに、5事業所施設の有効活

		用により処理の推進を図ることについて報告書に記述されています。
22	P 1 8 ②「イ. 処理施設の改造」2項目目に「なお、改造に当たっては、専門家の意見を踏まえて…」とあるが、専門家とはどのような人を想定しているのか。	廃棄物処理、化学、作業環境安全の専門家等を想定しています。

「安定器等・汚染物」関係

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
23	安定器は2,000万台程度製作・流通しており、現在の届出は約620万台程度であり約1,380万台は未届けである。昨年の大震災後節電を目的とした、蛍光灯からLED照明に交換が進んでいる為に安定器の不法投棄が危惧される。原因は安定器の処理費用が高額なためと思われる。誰が、何処で、何をしても良いとなれば大きな問題となるので公的な機関としてある電気工事組合等と連携することが重要である。	P C B廃棄物の届出が確実に行われるよう関係機関等との連携を行うことの必要性について、報告書に記述されています。御意見については、今後の取組における参考とさせていただきます。
24	近畿エリアにおいては、未だ安定器等の処理体制が確立していない。引き続き、処理体制の確保に努めていただくとともに、新たに設定する処理期限内に処理が完了できるよう、具体的な処理スケジュールを示していただきたい。	安定器等・汚染物の処理体制について検討するため、環境省と関係自治体等との協議の場を設けることについて報告書に記述されており、この中で検討されることになります。
25	安定器等・汚染物の処理体制について、大阪、豊田、東京の処理体制も、北九州や北海道と同じ、プラズマ溶融分解方式を想定しているのか。プラズマ溶融処理は大きな事故やトラブルになると不安である。かといって、化学分解による無害化処理も、東京事業の二の舞では困る。検討委員会で、処理方式や、新規立地の是非の方向性まで踏み込むべき。	
26	安定器処理は、北九州事業所と北海道事業所でしか処理の見通しがたっていない。プラズマ溶融分解設備であれば処理できるという事であれば、エリア枠を超えて処理を検討するよりも、処理の見通しがたっていない事業所（東京、豊田、大阪）に同設備設置を検討すべきではないか。	
27	P C B含有量が50ppm未満の顔料は輸入制限されないという暫定処置が公表されている。一般国民としては0.5ppmという国が示した安全基準が健康被害リスク回避に唯一の基準と理解していたが、ストックホルム条約の50ppm未満の処理が不要なこととあわせ、報告書に合理的な説明が必要ではないか。0.5ppmというのが健康被害リスク回避に必須の条件であるならば、0.5ppmを超えるP C Bを含有した顔料を輸入してよいとの判断が、何をベースになされているの	P C Bを含む顔料に関する対策は、別途厚生労働省・経済産業省・環境省において検討がなされており、その検討を踏まえて、廃棄物処理の観点からも必要な措置を講ずることが必要であると考えます。

	か理解出来ない。また、当該の塗料が廃棄物となった場合の処理責任について、保管事業者がP C B廃棄物として処理しなければならないのであれば、塗料製品のP C B含有量についても、広く国民に公開すべきである。	
28	現在J E S C Oが受け入れていない「10kg未満の機器」について報告書案に記載されていない。この10kg未満の機器についても適正処理の観点から、今後の処理のあり方や方向性についても記載が必要。また、搬出元が異なる会社の同梱運搬を認めて欲しい。	10kg未満の機器については、「安定器等・汚染物」に含まれています。 同梱運搬については、適正な運搬が確保される範囲であれば問題ないと承知しています。
29	P C B汚染物の中には、P C B含有汚泥、P C Bが微量含浸したコンクリート等色々な性状形態の廃棄物があり、これら廃棄物の性状に応じた適正かつ合理的な処理推進等に関して、引き続き検討を深めて頂きたい。	P C B汚染物については、今後、その実態を明らかにして、その処理方法について技術的な検討を行うことの必要性について報告書に記述されています。
30	P C B汚染物については、その実態が必ずしも明らかになっていない。絶縁油以外のP C B汚染物についての測定法がマニュアルにないため、マニュアルを整備のうえ、届出対象とする濃度を規定すべきである。	測定法については、現在検討中です。

「微量P C B汚染廃電気機器等」関係

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
31	微量P C B汚染廃電気機器等の処理について、無害化処理施設のみに頼る必要はなく、J E S C Oでも焼却処理施設を整備することも検討すべき。	微量P C B汚染廃電気機器等については、中央環境審議会専門委員会の報告を踏まえ無害化処理認定制度を活用した処理体制の確保を行うこととしています。無害化処理認定施設については、現在、認定されている者以外にも申請を希望する者がおり、今後、増加することが見込まれています。
32	低濃度の場合であれば民間企業が所有する「製鉄などの高炉・非鉄金属製錬の溶融炉・セメント工場のキルン」など民間企業への協力要請を行い、各社既存の炉の有効活用をして処理できると思う。(ただし排ガス処理施設のボイラ水管の材質などの問題はある。)	御指摘のような施設が無害化処理認定を受けることができれば微量汚染機器の処理を行うことができます。
33	微量P C B汚染廃電気機器等の処理について、処理施設は増加しているが、すでに予約でいっぱいであるので、報告書（案）にあるような課題解決に向けたアクションの実施をお願いしたい。	無害化処理認定施設の処理能力の増強の考え方について報告書に記述されています。
34	微量P C B廃棄物の処理体制の整備は、国による無害化処理認定制度を活用して進められるべきであり、「都道府県許可による処理施設の確保にも努めることが重要」「都道府県市における許可が推進されることが期待される」という記載は適当ではない。	国においては無害化処理認定制度の運用を進めることが重要ですが、一方で、都道府県市においてもP C B廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手続き・審査といった必要な対応をすることが適当であると考えます。
35	移動式の処理について、無害化処理認定制度による認定を行うことが適当である。現在、認定されている処理方法が焼却法のみであり、化学処理法を移動式の処理法として認定していただきたい。確実な化学処理法としてN a法があり、確立した技術であること、処理後の油の利用が燃料として有効であることなど、焼却法には無い利点があり、「微量P C B汚染廃電気機器等」の工法として、本報告書に記述、認定していただきたい。	移動式の処理についても無害化処理認定制度により認定を行うことが適当であることについて、報告書に記述されています。

36	<p>現状は、JESCO処理対象のPCB含有機器に対して助成金制度があるが、微量PCB汚染廃電気機器等に対しては助成金制度がない。微量PCB廃棄物の処理について、基金を活用するなど、運搬及び処理に係る所有者の経済的負担を軽減し、新たに設定する処理期限内に処理が完了できるよう、対応策を講じていただきたい。</p>	<p>PCB廃棄物処理基金が、化学処理による高濃度のPCB廃棄物処理に関する費用について、中小企業等の負担を軽減するために創設された制度であり、また、一般に無害化処理認定施設における焼却処理は化学処理に比べて安価に処理ができると考えられ、微量PCB汚染廃電気機器等に対する助成制度の創設については現状では困難であると考えます。</p> <p>なお、平成21～23年に国と都道府県が連携して地域グリーンニューディール基金により微量PCB汚染廃電気機器等の処理施設の整備に補助をしており、これは処理費用の低減にも資するものと考えます。</p>
37	<p>課電自然循環洗浄法について、「入れ替える絶縁油の量的な確保についても留意が必要」との記載が必要。その理由としては、製品として使用する絶縁油以外に、新油絶縁油が使用されるのであれば、市場に存在する絶縁油の確保が困難になることが予想されるため。</p>	<p>課電自然循環洗浄法については、技術的な課題について検討を行うことに加え、実用化するスキーム等の検討を行うことについて報告書に記述されています。</p>
38	<p>微量PCBの筐体については、資源有効性を図る必要がある、課電自然循環洗浄法の最大限の利用を図り、金属部分のリユース・リサイクルを図るべき。本来なら絶縁油についてもリユース・リサイクルを最大限図ることが肝要である。リユースに回らないものを燃焼施設で処理を行う場合も、熱エネルギーを最大限利用すべき。</p>	
39	<p>技術的な方向性が見えてきた段階で実施する際の制度面の検討を更に充実させていくべき。課電洗浄は、移動が極めて困難な電気機器に適用も含めて促進すべき。課電循環洗浄法については、対象とする電気機器等を明らかにするとともに、技術的な検討を行い、適正に処理できるスキームを確立してから、実用化していただきたい。</p>	
40	<p>PCB濃度0.5ppm以上の使用中PCB含有機器について非PCB絶縁油に入替ることにより濃度が0.5ppm未満となった場合、非PCB機器として認めることを求める。</p>	

41	<p>課電自然循環洗浄法においては、油が 0.5mg/kg 以下となったことと、微量の P C B が含浸した紙、木まで完全に無害化されたことは完全には一致しないはず。実用化のための検討にあたっては慎重な御検討をお願いしたい。</p> <p>本処理方法はまったく知見を持たないものが行なえば、不適正な処理を助長することにつながりかねない。制度化する際にはこの点にご留意いただき、十分な知見を有した業者に限り、処理を行なえる制度としていただきたい。</p>	
42	<p>課電自然循環洗浄法について、鉄心は、積層面が圧着されており、新規の絶縁油と交換は困難であること、また、含浸部材は洗浄試験法では判断できないことから、反対である。</p>	
43	<p>絶縁油入替により排出される P C B 汚染絶縁油の処理について、再利用を含めた最終処理方法の記述がないため、基本方針を記述すべき。</p>	
44	<p>現状と課題に「保管中の微量 P C B 汚染廃電気機器についても非 P C B 含有絶縁油等による洗浄の有効性を確認」を追加頂きたい。また、今後の処理推進策にも「保管中の微量 P C B 汚染廃電気機器についても非 P C B 含有絶縁油等による洗浄により P C B 廃棄物となる機器の数量を削減できる可能性の検討」を追加いただきたい。</p>	
45	<p>ストックホルム条約では、P C B 含有量 50ppm 以上が規制対象であるが、日本国内の微量 P C B 汚染物については、0.5ppm 以上が処理対象と解釈されているように聞く。P C B による健康被害のリスクを考慮したうえで、適正な処理対象の基準、濃度に応じた効率的な処理方法について、国が責任をもって国民に明示すべきではないか。</p>	<p>各国がそれぞれの状況に応じて基準等を設定しています。微量 P C B 汚染廃電気機器等についてはリスクを考慮しつつ、安全かつ効率的な処理方法を検討することについて、報告書に記述されています。</p>
46	<p>微量 P C B の定義について、ストックホルム条約では 50mg/kg を超える濃度が P C B 廃棄物の対象に対して、何故、日本だけが 0.5mg/kg となっているのか。国際的水準の 50mg/kg に合わせるべき。厳しくする必要のものもあるが、緩和できるものは緩和すべき。</p>	

47	<p>微量P C B廃棄物については、本報告書においても「リスクを考慮しつつ、安全かつ効率的な処理方法などについて、国が中心となって、民間事業者等と連携して検討を行うこと」と記載されているが、油・缶体・内部部材などについて、それぞれの考えられる処理方法毎にリスクを適正に評価した上で、合理的な処理推進方策を今後とも検討していく必要がある。かつ、具体的な処理方法については、今回の報告書に記載された方法に捕らわれず、広く保管事業者、処理事業者などから意見を求めて検討を推進すべきである。</p>	
48	<p>微量P C Bの処理推進について、10ページに「……濃度が比較的低い機器が多いことをからそのリスクを考慮しつつ、安全かつ効率的な処理方法等についても、国が中心となって民間事業者等と連携して検討を行なうことが求められる」と記載されているが、8-3の今後の処理推進のために講ずるべき対策には記載されていない。責務があるにも拘らず、今後なにも講ずる必要がないとも読めるが、に記載されていない真意を説明すべき</p>	<p>8-4の記述は、7を踏まえての記述であり、8-4の今後の処理促進について7の考え方を踏まえて取組んでいくことが重要であると考えます。</p>
49	<p>微量P C B油の基準で、0.5~50ppm のものの処理方法は緩和対象とする。具体的には、大型トランクやドラム缶で、一旦保管したものでも現地での循環洗浄方法で、油はP C B処理対象だが、大型トランク躯体や、ドラム缶は洗浄によりP C B汚染物から除外対象とすべき。</p>	<p>御意見にある大型トランクの筐体やドラム缶の洗浄についてどのように行なうのか不明ですが、移動式の処理施設については、無害化処理認定の対象としています。</p>
50	<p>微量P C Bの運搬ガイドラインで、ドラム缶等の再利用は認めている。よって、排出事業者が購入使用している微量P C B保管／運搬ドラム缶について、微量P C B収集運搬処理会社が有償で購入を希望する分の所有者移動を認めて欲しい。</p>	<p>P C B廃棄物に該当するかどうかは、個別に判断することが必要です。なお、P C B廃棄物に該当する場合には、P C B廃棄物の譲受け・譲渡しが禁止されていることに留意が必要です。</p>
51	<p>27ページに輸入された機器などに特別な配慮が必要とされているが、パブコメに公開されている資料に、輸入された機器などにどのような配慮が必要なのかの記述がない。</p>	<p>特別な配慮とは、機器が製造された年代のみではP C Bの混入がないと判断できないということを意味しています。</p>
52	<p>微量P C B油処理では、躯体処理を早く進める上でも、焼却処理方式だけでなく、洗浄処理方式の許可をすべき。</p>	<p>微量P C B汚染廃電気機器等については、洗浄方法を含む確実かつ合理的な処理方法の検討の必要性について報告書に記述されています。</p>

53	5,000mg/kg を超える値が検出された微量P C B汚染電気機器等が発生した場合の取扱いを明記すべき。	無害化処理認定施設においては、施設の能力や実証試験の結果等に基づき個別に管理されており、御指摘のような場合についても今後個別に対応されることとなります。
54	<p>「8-3 微量P C B汚染廃電気機器等」の27ページにある④電気機器の製造年によるP C Bの混入の有無について、において、1994年以降に製造された機器のうち～（中略）P C Bの汚染がないといえる。と記載されていますが、ここは1994年ではなく1990年に変更すべきと考えます。</p> <p>その理由としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成17年5月に低濃度P C B汚染物対策検討委員会原因究明ワーキンググループが作成した「低濃度P C B汚染物に関する原因究明調査報告書（案）」の10.2汚染範囲の特定について（142ページ）によると、電気機器の製造年代については1990年以降に新油絶縁油により製造された機器で、再生油を以前から使用していないメーカーで絶縁油交換をしていないもしくはメンテナンスをしてもP C Bの存在が確認されないことが明確なものは、「P C Bの混入はない」と断言しています。 1994年までの検出事例が若干見られるのは、別添6に示されているように一部のメーカー（2社）において1994年までの出荷機器に1989年以前製の新油絶縁油を使用したことに起因すると思われます。 （上記2社を除く）日本電機工業会参画製造メーカーは、現在も1990年以降製造の電気機器は出荷時点において微量P C Bの混入はないと判断しています。 	報告書案は、日本電機工業会の見解及び現在まで把握されている測定結果を踏まえ記述されており、案のままとします。
55	電気機器の製造年等によるP C B汚染が無いことが明らかである事例について、国が統一的な判断基準を明示していただきたい。	報告書に記述された内容に基づき、今後関係者が取り組んでいくことが期待されます。この取組に国や自治体などの行政機関が関与する必要性について報告書に記述されています。
56	微量P C Bの処理を業者選定、登録から処理まで事業者責任で行うのは中小の事業者にとって無理ではないか。	産業廃棄物の処理責任は排出者にあり、P C B廃棄物についても適正に処理できる施設に適正な方法により処理を委託しなければなりません。国や都道府県市は、処理施

		設に関する情報を保管事業者に提供するなどの取組が重要であると考えます。
57	<p>微量P C B汚染廃電気機器等の経緯について、微量P C B汚染廃電気機器等の機器ユーザーの責任は、微量P C B汚染された絶縁油を、汚染物とは知らずに交換したことによる汚染の拡大、微量P C B汚染物とは知らずに廃油回収業者に引き渡した場合に廃油回収業者が分析を行わずに汚染を拡大させたことという限定期的なものである。</p> <p>絶縁油メーカー、電気機器メーカー、廃油回収業者と同列に汚染原因と記載することは、機器ユーザーに責任を押し付けている。機器ユーザーも汚染被害者であり、一定の配慮した記述とすべきである</p>	御指摘の記述については、汚染原因の可能性を列挙しているものであり、責任主体について記述しているものではありません。
58	<p>分析・処分・運搬に費用がかかるため、未届、不適正処理の原因となっている。P C B使用機器の製造が禁止された後に製造された微量P C B汚染廃電機器等については、メーカー責任を強化し、「公平かつ適正な費用負担」についても追記すべき。具体的には、メーカーが分析を実施したり、処分を行うようにすることが考えられる。</p>	微量P C B汚染廃電気機器等の汚染原因是、メーカー、ユーザー、廃油回収業者など電気絶縁油のライフサイクル関係者すべてにあるとされています。産業廃棄物処理については、その排出者が、責任を持って行う必要があると考えます。

「無害化処理認定施設」関係

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
59	P C B 濃度が 0.5ppm の物も 5,000ppm の物も同じ基準（認定施設）で処理するのは壮大な無駄と言わざるを得ず、処理の早期終了の点からも足枷になりかねない。濃度（リスク）に応じた柔軟な処理方法を検討すべき。	焼却処理は、一般には、他の化学的処理方式等よりもコストがかからないと考えられます。報告書においては、無害化処理認定施設における処理対象を、適正に処理できることが確認された範囲に拡大することについて適当とされました。
60	低濃度 P C B の処理方法について統一したルールを作成していただきたい。報告書案では「すべき」「検討」という文字ばかりが踊り、事業者としては「どこで」「なにが」「どのように」できるのかわからない。	報告書では、低濃度 P C B 廃棄物の処理については、一定の濃度以下の場合は無害化処理認定施設での処理を行うことができるよう、無害化認定処理施設の処理対象物の範囲を拡大することについて適当とされています。今後、より具体的なものとするよう検討することとしています。
61	汚染物の早期処理に繋がる無害化認定施設での焼却処理推進に賛成である。報告書では、P C B の付着汚染した金属類の焼却処理について記載されていないが、P C B 含有量が 5,000ppm 以下である金属類の焼却処理も対象とすべきである。	無害化処理認定施設における処理対象物について、別途意見募集がなされましたが、その際に公表した案においては、金属くずについても処理対象物として位置づけられています。
62	無害化処理認定事業者や、都道府県の許可を得ている処理事業者について、周辺環境や、作業者の安全確保は当然であるが、J E S C O 同様に情報の公開の徹底を求める。	無害化処理認定施設や、都道府県許可施設についても廃棄物処理法に基づき、記録を行い、それを閲覧に供することなど必要な措置を講じなければなりません。
63	無害化認定に際し、P C B 分解の確認のみならず、その施設全般にわたる安全・確実な操業、運転管理に信頼が置けないと、周辺住民は納得できない。また、監督官庁の、安全操業の指導や、監視体制、施設の情報公開の徹底は不可欠。	無害化処理施設の認定に際しては、維持管理についても申請書に記載することとなっており、維持管理の方法を含めて認定を行うこととなります。また、認定された後も環境省が指導を行うことが重要であると考えます
64	無害化処理認定施設での処理対象範囲について安定器や感圧複写紙など、P C B 濃度は高いが含有量がないものについても、無害化処理認定施設の活用を図るべき。	高濃度の P C B 廃棄物については、広域的拠点処理施設（J E S C O）により処理体制を確保することとしています。低濃度の P C B 汚染物については、これまで環境省において 30 回を超える実証試験を行って慎重に検討が行われ、今回の検討委員会で今後の方向性として 5,000mg/kg 以下のもの

		のを処理対象とすることが適當とされました。
65	建築基準法第 51 条ただし書き許可は、地元行政の判断となっている。しかし、無害化処理認定は、大臣認定となっており、すでに国が技術的または安全性を認めしており、市町村長における都市計画審議会の議を経て許可を受ける必要の有無を確認したい。	都市計画審議会における議論の要否は、建築基準法等の関係法令等を踏まえ、所管する自治体において判断されるものと考えます。
66	実証試験の実施について、地元行政に理解して頂くため、国から説明して頂くなど支援をお願いしたい。事業者自ら実証試験を行う場合、試験試料の調達が難しく支援をお願いしたい。無害化処理認定の申請の流れを明確にして頂きたい。	実証試験を行うにあたって必要となる支援について報告書に記述されています。
67	微量・低濃度の区分や無害化処理認定施設の処理対象範囲と技術的指針を明確にして頂きたい。また、J E S C O の二次廃棄物（活性炭・防護服等）についても、無害化処理認定施設を積極的に活用し、民間企業の投資対効果を向上させて頂きたい。	微量 P C B 汚染廃電気機器等については、その汚染の由来から定義しています。 J E S C O の二次廃棄物の処理については、無害化処理認定施設を活用することが報告書に記述されています。
68	認定処理施設ごとに確認された濃度の範囲内での処理を行うことが適當であると記述されているが、同一条件下（燃焼ガス 1,100°C以上滞留時間 2 秒以上確保）であれば、本認定施設における処理可能上限値は ○○○○ mg/kg 以下と具体的に記述すべき。また、「なお、5,000mg/kg 以下とは、平成 24 年 7 月現在の実証試験に基づく認可上限規制値である」と追記すべき。微量 P C B 汚染物との混同を避けるため、無害化処理施設の活用に記載の「低濃度の P C B 廃棄物」について、定義化すべき。	微量 P C B 汚染廃電気機器等に加え、新たに 5,000mg/kg 以下の P C B 廃棄物について、無害化処理認定施設での処理対象物として位置づけることについて報告書に記述されています。無害化処理認定施設については、当該施設の能力や実証試験の結果等を踏まえ、個別の認定施設ごとに処理を行う廃棄物について判断することとなります。
69	微量 P C B 汚染廃電気機器等以外の低濃度の P C B 廃棄物の処理・・・と記述しているが、「低濃度の廃棄物」を「高濃度 P C B 処理に伴い発生する二次廃棄物」と表記すべき。	高濃度 P C B 処理に伴い発生する二次廃棄物以外にも、低濃度の P C B 廃棄物が存在するため、報告書案のままとします。
70	産業廃棄物処理施設の許可要件について、微量 P C B 汚染絶縁油に限り、850°C 2 秒以上とすることが適當であると記述しているが、処理可能な汚染物の P C B 濃度についての記述が無い。上限濃度値を明確にすべき。	P C B 汚染物については、今後実証試験を行いつつ処理可能な廃棄物の範囲の検討を行うことについて報告書に記述されています。
71	微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理金額について、最初に処理した者とある程度時間がたって処理した者	微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理の進捗については国でとりまとめていくことが重

	との処理コスト差が生じてしまう事が推察されれば、処理が進んでいかないと考えられる。微量についても、国が処理進捗や処理金額について管理し、何らかの形で公表していく仕組みをつくるべき。	要だと考えます。また、安全性を担保した上で、民間事業者の競争が重要であり、処理料金については、各事業者が決定すべきものと考えます。
72	化学的処理によるP C Bの分離や分解処理について、今まで認定を受けている技術がいくつかあるが、その中で今後大臣認定申請、県許可申請を予定している会社があるのか。 燃焼処理と比較すると、化学的処理による再利用などが考えられ、資源の有効利用が図れる。	無害化処理認定施設については、化学処理方式についても認定の対象としています。
73	すでに 1,100℃での認定を取得している処理業者が 850℃での認定を取得しようとした場合、再度申請をやり直す必要があるため、認定を取得するまでに長期間を要するのが現状。燃焼温度だけを変更する場合には、短期間で認定されるよう検討いただきたい。	燃焼温度の変更は重要な変更点であり、再度審査が必要です。
74	P C B処理を早期に完了させるためには、今後は、処理能力が限られている筐体・内部部材の処理を行う者を中心に財政的な支援を行うことが必要。 例えば、地域グリーンニューディール基金の延長を行い、施設整備費を補助して頂きたい。	筐体・内部部材の処理を行う者を中心に財政的な支援を行う必要性について報告書に記述されています。
75	移動式及び洗浄方式を運用するに当たっては、焼却処理と同等の安全性を確認することが重要であり、焼却施設と同等の審査にて評価した上で認定するが適当。	移動式等の処理についても、焼却処理と同等の審査を行った上で、確実かつ安全な処理が行うことができるものについて認定することとなります。
76	二次燃焼炉内温度が 850℃以上でガスの滞留時間が 2秒以上の施設においても、環境省が無害化処理認定をしていただくことが必要。	報告書に御意見と同趣旨の内容について記述されています。
77	焼却炉内に入るまで、他の廃棄物と接触しない状態でドラム缶等の容器中のP C B汚染物及び処理物を焼却炉内に投入し無害化処理ができる場合は環境大臣認定の対象としていただきたい。	無害化処理認定制度における個別の申請時により具体的な内容を踏まえ判断することとなります。
78	汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、陶磁器くずといった固形物は、P C Bが均一に付着していないケースが想定されるため、代表的な試料の採取の方法及び取扱い方を明確にして頂くとともに、排出事業者に対して周知・徹底していただきたい。	分析方法については現在検討しています。

「適正な保管等」関係

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
79	電気関係報告規則には安定器は指定されていないので、蛍光灯器具の交換を行う電気工事組合（電気工事者）との連携は非常に重要であり又、他の機器類についても情報を多く持っているのでP C B未届け者の掘り起こし、未登録者の登録には重要である。	P C B廃棄物の届出が確実に行われるよう関係機関等との連携を行うことは重要であることについて、報告書に記述されています。御意見については、具体的な取組を行う際の参考とさせていただきます。
80	P C Bを含有する高圧電気機器の保管事業者に対する処理促進策について、処理期限の延長によって、未だJ E S C Oへの登録が完了していない事業者の登録が更に遅れることが懸念される。速やかに登録が行われるよう、P C B特措法の改正を含む、具体的な処理促進策を講じていただきたい。	今後J E S C Oへの登録が進むよう、都道府県市等と連携して登録を促進することの必要性について報告書に記述されています。
81	「未届出のP C B廃棄物がないように保管事業者に届出を徹底」だけでは不十分で、後段にててくる、未届け事業者の掘り起こしも含めて、都道府県の責務にすべき。	7に記述した責務を踏まえ、8-5で具体的な取組として、未届の事業者の掘り起こしを行うことについて具体的に記述されています。
82	保管場所での適正な保管等に「老朽化した筐体からの抜油について、適正な取扱をルール化することによって漏洩防止とする。」を追加いただきたい。筐体老朽化による漏洩防止が目的の抜油であっても、自治体によっては抜油は極力避けるよう行政指導しているので、自治体による差をなくすために抜油のルール化が必要である。仮に漏洩した場合、運搬、処分ともに時間要することとなる。	抜油については、環境省の「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」に抜油を行う場合の考え方や実施方法が示されています。漏えい等のおそれがある場合は、ガイドラインを参考に補修や抜油等の措置を講じることが重要です。
83	P C B特措法での「事業者」の定義が不十分であるため、建設業の場合、解体工事等の発注者等よりP C B廃棄物の処理を求められることがある。よって、本報告書の「保管」に関する記述の中で、P C B廃棄物は建設廃棄物には該当せず、所有者に保管義務があることを明記されたい。	P C B廃棄物特別措置法に規定する事業者は、その事業に伴ってP C B廃棄物を保管した事業者であり、御意見のような場合、一般的には、所有者が該当しますが、個別に判断することが必要な場合もあると考えられます。
84	8-5保管場所での適正な保管等のウ. ⑨収集・運搬における漏えい防止において、「微量P C B汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」についても具体的に記述すべき。	御意見を踏まえ、微量P C B汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドラインについても含むよう修正します。
85	適正な保管場所を確保するのが困難な者に対し、国が主体となって保管場所を提供していただきたい。	保管事業者は、保管基準に適合するよう保管する義務を負っています。事業者が不明になった等で適正保管が確保されない場合

		については都道府県市において生活環境影響の支障のおそれをなくすよう措置を講じるなどの取組が重要です。一方、都道府県市からの要請に基づき、処理業者において優先的な処理を行うなどの取組も重要なと考えます。
86	最も大きな課題は、P C B 含有の電気機器等を適正に処理しない（する意識の低い）事業者が相当数いると考えられていることである。現行制度では、使用中の電気工作物も、取り外した後のP C B 廃棄物も性善説を前提とした届出制度であり、P C B 含有機器全数の適正処理は期待できない。よってこれを補完する方法として、電事法を所管する経産省と共同で、捜査権・逮捕権をもった特別司法警察官の「P C B Gメン」を配置し、P C B 含有機器の使用や保管の届出をしていない事業者などに立入り調査し、適正な届出を指導することを提案する。	現行法においてもP C B 廃棄物特別措置法第8条の届出を行わない場合等は罰則の対象になっています。今後、適正な保管を一層確保するため、都道府県市による指導の徹底の重要性について報告書に記述されています。
87	処理費用に関する助成金を多くして欲しい。購入時に金がかかり処理時に同等以上の金がかかることはいかがなものか。	中小企業等のP C B 廃棄物についてP C B 廃棄物処理基金により処理費の一部を軽減しています。 P C B 廃棄物処理基金による処理費用の軽減がなされてもなお処理費の負担が困難な場合があることから、これらについての対策検討の重要性について報告書にも記述されています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
88	P C B 処理への対応は多くの資金が必要である。零細企業、個人の所有者など資金面が処理のネックとなることが多いと考えられる。国から資金面での援助が不可欠。	
89	長期の保管義務だけでも大変なことであるのに、処理費用を払えない事業者などに対し現状の軽減制度のみならず、さらに助成制度を検討するなど、紛失や、処理放棄、不法投棄などにならない措置を講じるべきではないか。	
90	処理を促進させるためには中小企業者及び個人事業者に対する更なる支援策が必要と考えられることから、具体的な方策を検討していただきたい。	
91	経済的な理由により届出や適正処理が難しい事業者のために、処理費用の無利子貸し出しなど財政的な支援制度を構築する。また、微量汚染廃電気機器等も含めた個人が保管しているP C B 廃棄物について処理費用のさらなる負担軽減に向けた取組をお願い	

	したい。	
92	「機器の解体」について、処理施設の受入サイズ又は建屋制約等により、機器を保管場所にて解体するニーズが発生せざるを得ない。「適正な取扱いのルール化」においては、P C B濃度等の機器の特性に応じたリスク評価により、合理的なルールを作成する必要がある。	今後の検討における参考とさせていただきます。
93	都道府県市は、P C B廃棄物の保管に関する指導を行う場合、保管事業者にP C B漏れの判別方法及び揮発防止方法、防災対策方法を明示することが重要である。	保管事業者に対し、P C B漏えいを防止する保管方法や災害による影響を受けにくいような保管方法について指導・助言を行うことについて報告書に記述されています。
94	環境省の事務連絡では、安定器の解体等は行わない事が望ましいとの事だが、P C B廃棄物特別措置法第8条において機器の保管状況、漏えいのおそれ等について記載することとあり、P C B収集・運搬ガイドラインの解説には漏洩や破損他等を調査、確認するとあり、事務連絡との整合性が問題となる。(安定器は裏ブタあるいは底ブタを取り外さなければコンデンサからのP C B漏れ等の状況判断が出来ない) 安定器は処理費の問題が必ず起き不法投棄に繋がる事が懸念される、紫外線照射による蛍光反応を利用する判別方法を用いる事で安定器内のコンデンサを取り出す事が可能となれば処理費削減になり保管事業者は進んで処理に取り組みやすくなり又、J E S C Oでの処理作業に大きく貢献できると考えられる。	報告書に記述のあるとおり、P C Bを含む機器については、分解等を行わずに保管することが望ましいとしています。安定器については、密閉容器等に入れて、保管や収集運搬の過程での漏えい防止を図ることが重要です。やむを得ず分解する場合には、P C Bの飛散や揮散を防止する必要があり、今後適正な取扱いのルール化等の検討を行うことの必要性について報告書に記述されています。
95	P C B廃棄物の適正処理を推進するため、所有者が機器等を廃棄する際にP C B使用の有無を調査し、不明な場合には分析することを義務づける仕組みが不可欠ではないか。このほか、荷姿、発生工程、数量、取扱い上の注意事項等の適正処理する上で必要な情報を書面にて処理業者へ提供するように、周知・徹底して頂きたい。	産業廃棄物の排出者は、排出する廃棄物の種類や性状等に応じて適正な処理を行わなければならず、P C B使用の有無を調査し、不明な場合には分析を行い適正に処理しなければなりません。また、産業廃棄物の排出者は適正な処理を確保するため、排出する産業廃棄物の性状等の情報を委託先に提供しなければなりません。今後、保管事業者への指導・助言の中で御指摘の点についても周知されることが重要と考えます。
96	報告書案「都道府県市において、建築部局、建設リ	今後の取組において参考とさせていただきます。

	<p>サイクル法担当部局等と連携を図ることなどにより、保管事業場における建屋の解体等がされることについてあらかじめ把握し・・・」について、建物解体時にP C B廃棄物が発生した場合、トラブルになるケースが多いが、建物解体時の指導は①建設部局、市町村が担当していることが多い、②具体的な手続きが解体業者に伝わっていないことから指導に苦慮している。国土交通省側から建設業団体、解体業組合などへの指導強化も強くお願いしたい。また、今一度、統一的な広報の実施が必要と考える。</p>	ます
97	<p>紛失・不適正処理の防止に関する記述「都道府県市において、金属くず等を有価で回収している事業者に対しても、法令によるP C B廃棄物に係る規制について周知するなど、・・・」について、金属回収業者や輸出業者から廃電気機器が見つかることがあるが、①廃棄物でなく有価物として扱っていること、②業者間で転売されていること、③県外等広域で取引されていることから、排出者の追跡調査が困難になっている。このため、例えば金属くず商、古物商及び貿易等を管轄している警察（公安委員会）及び税関等の上位機関から廃電気機器の取扱について指導強化もお願いしたい。また、電気関係報告規則の段階でP C B汚染電機機器等については製造番号を記載させ、万一不適正処分された場合、どの業者のものか銘板があれば、わかるようにして紛失・不適正処理の防止をしたらどうか。</p>	今後の取組において参考とさせていただきます。
98	<p>保管事業者の不明、処理費用負担が困難な者に関する記述「このような事態が生じないよう都道府県市は、保管事業者等に対する指導・助言を行うことが必要である。」について、P C B廃棄物の適正処理推進では、環境汚染を防ぐのが最重要と思われるが、保管期間が長期間に渡っているため、破産、倒産、盜難等により行方不明になるケースが増えていく。破産・倒産の手続きが完全に終わってからP C B廃棄物が未処理であったことがわかるケースが多く、事前に情報を得るのは事実上困難である。このため、処理が長期化するならば、万一どの業者が倒産してもよいように、全ての零細企業、個人事</p>	今後の取組において参考とさせていただきます。

	<p>業者に対しては、①運搬料金・処分料金込みの前払いにしておく、②数箇所にまとめて保管する又は先に処分してしまうなどの、従来とは別の対策が必要と考える。また、破産等が発生した場合に、優先的にP C B廃棄物処理を優先させることや裁判所等でP C B保管の有無を確認することなどの法的対応をしてほしい。さらに、法人を廃業して保管場所に困るケースもあるため、適正に保管管理できる一定の基準を満たしている場合には、他人のP C B廃棄物の保管・委託管理を業として認めるようにしてほしい。</p>	
99	<p>保管事業者の不明、処理費用負担が困難な者に関する記述「このような事案についてどのような対策が必要となるか、国と都道府県市が連携して検討していくことが重要である。」について、破産等においては、法的扱いが難しく、専門的な検討委員会の意見・提言をお願いしたい。</p>	<p>今後の取組において参考とさせていただきます。</p>
100	<p>未届出者の掘り起こし・未登録者の登録に関する記述「都道府県市は、届出をしていない事業者の掘り起こし作業を行い、・・・」について、各種団体を通じた掘り起こしもお願いしたい。例えば、国やJ E S C Oによるマスコミによる広報、電気保安関係に携わる者等に情報提供依頼なども対策に加えたらどうか。また、製造メーカーに顧客データがある場合には、P C B混入の可能性のある事業者に直接連絡する方法をとれないか。</p>	<p>今後の取組において参考とさせていただきます。</p>

「処理期限」関係

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
101	処理期限を延長していただければ、万が一の環境変化や想定外のリスク軽減になる。	P C B 廃棄物処理の状況を踏まえると、特に微量 P C B 汚染廃電気機器等については、処理が始まってからまだ 2 年程度しか経っていないことなど、現在の処理期限までに処理を完了するのは困難な状況であり、新たな処理期限を設け、その期間に関係者の努力を集中させることが重要であることが報告書に記述されています。また、J E S C O の各事業所の操業期間については、今後、環境省・J E S C Oにおいて、地元地域の理解を得ながら引き続き詳細な検討を行っていくことについて報告書に記述されています。
102	P C B 特措法で定められている P C B 廃棄物の処理期限（平成 28 年 7 月）の延期を求める。	J E S C O 立地自治体以外の自治体に関しては、地元地域の重要な貢献について認識し、早期処理の推進に取り組むことの必要性について報告書に記述されており、今後、この点を周知徹底することが重要であると考えます。
103	各自治体では、J E S C O が策定した処理事業実施計画の目標年次を指導してきたところであり、処理期限が延長されることで保管事業者の意識が低下し、保有する P C B 廃棄物の円滑な処理に支障が生じる可能性がある。 また、J E S C O 立地自治体に比べて、それ以外の自治体では P C B 廃棄物の処理の重要性や困難性についての関心が薄いなど、国民的コンセンサスが得られない状況があり、このままでは処理期限延長について J E S C O 立地自治体住民の理解を得ることは難しい。 については、処理期限の見直しに当たっては、安易に処理期限を延長することなく、慎重に対処いただきたい。	P C B 廃棄物の処理を行うことについては、処理期限に対して余裕をもって準備を行うことが可能であると考えており、報告書案のままとします。
104	北九州では、J E S C O の処理施設の立地時に、109回の説明会で、国も北九州市も「岡山以西の 17 県分の P C B 、 10 年で終わります。」と述べた。それをして今になって全体の処理が進んでいないから、北九州市で処理期間を延長するとはあきれる。北九州市での P C B 処理事業の延長には反対。	御指摘の点は報告書に記述されています。
105	処理期限延長については、処理施設が立地する地域における環境リスクを低減するため、対策をしっかりと行い、必要最低限とするよう努めていただきたい。	
106	措置する期間として 2 年間程度を見込むと記述しているが、 3 年間程度に変更すべき。保管事業者の実情は、費用捻出等々多岐にわたっており、起案～処理執行に至るまで複数年を要することから、最終処理期限から逆算すると 3 年間程度以上の余裕が必要。なお、これは、使用制限年次を最終処理期限の 3 年程度前に規定することを前提としている。	

107	<p>「9－1 处理期限」 2項目目 本報告書では、現行の処理期限までに処理を完了することが困難な理由のひとつとして、処理体制が未整備であることも記載されていると思われることから、以下のとおり修正することが適当と考える。</p> <p>原案：「微量P C B汚染廃電気機器等の処理の現状…」</p> <p>修正案：「微量P C B汚染廃電気機器等の処理体制の整備状況、処理の現状…」</p>	処理体制の整備状況については、処理の現状に含まれています。
108	<p>P 3 5 「(それぞれのP C B廃棄物の早期処理)」 1項目目に「適切なスケジュールを設定し」とあるが、適切なスケジュールを設定するためには、計画と実績を踏まえたレビューが必要と考えることから、以下のとおり修正することが適当と考える。</p> <p>原案：「適切なスケジュールを設定し、できるだけ…」</p> <p>修正案：「処理実績を踏まえた適切な計画を設定し、適宜、計画と実績のレビューをしつつ、適切なスケジュールを設定し、できるだけ…」</p>	御指摘のパラグラフの次のパラグラフにおいて、今後処理見通しを設定して適切に進行管理を行うことについて記述されています。
109	<p>安定器や微量P C B汚染廃電気機器についての課題をいつまでに検討し解決していくというロードマップがない。どの場所でどの様な機器の処理がいつまでに終了する見込みであるのか。事業者側としても、処理計画を立て難い。</p>	安定器の処理については、今後、環境省と自治体等との協議の場を設けることが報告書に記述されています。微量P C B汚染廃電気機器等については、まずは処理能力の増強を行った上で、処理見通しについて検討を行うことが可能になると考えます。
110	<p>P C B特措法では、P C B廃棄物を政令で定める期間内に処理しなければならないが、使用中の機器は廃棄物でないため、特措法の対象ではない。そのため、上記期間を超えた後に、使用中のP C B機器を廃棄するために保管すると、特措法の違反となるという矛盾が生じる。また、上記期間内でしか処理施設が稼動しなければ、将来処理する手段がなくなる恐れがある。現状の処理施設の限定的な稼動期間は問題があり、使用中の機器に対しても強制力がなければ矛盾が生じる法は不適切ではないか。</p>	使用中の機器の取扱について、環境省が関係省と連携して検討を行うことが必要であり、特に高圧トランス・コンデンサについては早期にその使用実態を把握することが必要であることなどについて報告書に記述されています。御指摘については、今後の取組における参考とさせていただきます。

111	<p>現在使用されている P C B を含む電気機器について は、製造されてから相当の年月が経過しているものが あり、老朽化による P C B の漏出も懸念されることか ら、新たに設定する処理期限内に確実に処理を完了で きるよう、電気機器の使用期限や処理期限を設定する などの対応策を講じていただきたい。</p>	
112	<p>「使用中の P C B を含む電気工作物」「使用中の微量 P C B 汚染廃電気機器等」なども、使用中であれ、処 理期間中に P C B の処理、微量 P C B 汚染廃電気機器 等の絶縁油中の P C B の分析検査等、法改正をして義 務づける必要があるのではないか。</p>	
113	<p>使用中の機器のみを保有している事業者について、自 治体がその実態を把握できるような仕組みが必要。</p>	

全般的な事項・その他

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
114	国は、新たなP C B処理技術の提案がなされたならば、その技術の有効性等を確認することは当然であり有効性が確認されたら、都道府県市に情報提供する責務がある。	P C B処理技術について提案があった場合は、必要に応じて環境省の専門家の委員会で技術認定が行われています。その状況については、都道府県市に適切に情報提供することが重要であると考えます。
115	「P C Bを製造した者及びP C Bが使用されている製品を製造した者」の責務があまりにも軽すぎる。もっとP C B廃棄物処理基金への財政負担や、P C B含む製品の掘り起こしなどに協力させるなど、主体的に係わるべき。	製造業者については、国のポリ塩化ビフェニル処理基本計画において、P C Bの使用の有無の判断やP C Bの円滑な処理に必要な情報の提供に努めること、また、P C B廃棄物処理基金への資金の出えんやP C B廃棄物の処理の必要性に関する普及啓発等に協力することが求められます。今後とも引き続きこれらの役割が求められます。
116	自然災害等に鑑みて早期処理をもっと重視すべき。EUなど海外の先進国では自国の処理がほぼ完了し、処理能力にゆとりがあるときくことから海外処理施設の余力を活用した国際的な協力体制など、早期処理のためのあらゆる選択肢を検討し、処理期限の延長は最終手段とすべき。また、外国の技術等を無害化認定施設への技術協力や、国際的な協力体制にいかすことも可能ではないか。	廃棄物の処理については国内処理の原則があり、わが国においても、廃棄物処理法において、国内で処理ができない場合等を除き、輸出は認められません。このため、国内で、できるだけ早期に処理を完了する努力が必要です。諸外国の処理方式を参考にすることは、重要であると考えます。
117	国際的にみたP C B処理の進捗が判る資料を示して欲しい。日本だけが処理が遅れているのか進んでいるのか、それとも平均程度なのか。	欧米では、高濃度P C Bの処理はおおむね終了しつつあり、残存する比較的低濃度のP C Bの処理が主に行われると承知しています。
118	P C B量の収支決算を明確にすべき。およそ5.4万トンのP C Bがわが国で製造され、公的に把握している量が3.4万トンと聞いている。2万トンの行方について一部は環境中に漏えいしているのではないか。生産されたP C Bのうち行方不明になっているものについて追跡すべき。都道府県にはそれに対処できる体制はないに等しい。このことについて環境省は責任をもって財政的な措置などを講じる必要がある。	規制前に処分されたもの、過去にトランク等 11,000 台が不明になっているものなどがあります。今後、使用中のものを含め、未処理のP C Bについて確実に適正な処理が行われるよう取り組んでいくことが重要であると考えます。
119	都道府県市の定義について、P C B特別措置法施行令に定める市とは、P C B特別措置法施行令第2条に定	報告書にある「都道府県市」の市とは、全てP C B特別措置法施行令第4条に基づく

	める処理計画を定める市と第4条に定める指定都市とがあり、どちらを指すのか不明確。	市を指しています。御指摘を踏まえ修正します。
120	処理期限が延長された場合、P C B廃棄物の保管が更に継続され、環境保全上のリスクや事業者が当該廃棄物を保管・管理するコストなどが増えることとなる。今後、可及的速やかに当該リスクやコストを軽減していくためには、多様な方策を実施する必要がある。本報告書に記載された処理促進策のみにとらわれることなく、処理促進の可能性がある新たなアイディアがあった場合には、都度、検討することも今後の処理推進に当たっての基本的な考え方に入るべき。	処理促進策については、幅広く検討していくことが必要であり、今後、処理促進に関するアイディアがあれば、必要な検討がなされるものと考えます。
121	P 3 7 「おわりに」 5項目目 「すみやかに、かつ、継続的に検討を行うことが必要である」とあるが、微量 P C B汚染廃電気機器等の処理促進にあたっては、本報告書で更に検討が必要とされた課題の解決も必要であり、早急に検討を開始する必要があると考えるが、いつから、どのような形で検討を行う予定なのか。	検討のための準備が整い次第すみやかに行う予定です。
122	「8.今後の処理推進のために講すべき対策」の8－1から8－5の項目について、各項目の共通事項として決定された対策、課題、および、各項目に対してのみ決定された対策、課題に関して、整理した一覧表等を作成願いたい。	本報告書では、今後の処理推進策に関する基本的な考え方と講すべき対策について具体的に提言されたところであります、今後、この提言を踏まえ、さらに検討しつつ必要な措置を講じていくこととしています。
123	今後講すべき対策、課題解決の予定を明らかにし、全体スケジュールとして各 P C B廃棄物がいつまでに処理を完了する見込みであるかを整理して頂きたい。特に、処理方法が明確でない漏洩機器の取扱い、地域によって処分先が決まっていない安定器の処理等については早期に今後の予定を明確にすべきである。	高圧トランス・コンデンサ等については、今後、事業エリアごとに具体的な処理見通しを設定し適切に進行管理を行うこと、安定器等・汚染物については、処理体制の確保のため環境省と自治体等との協議の場を設けることについて報告書に記述されています。
124	本提言を受け、全国における全てのP C B廃棄物が適正に処理できるよう「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改訂をしていただきたい。	報告書の内容を踏まえ、高圧トランス・コンデンサ等については、国及びJ E S C Oは、処理見通しを設定することについて報告書に記述されており、この検討を進めつつ、ポリ塩化ビフェニル処理基本計画の改訂の作業に着手することとなります。
125	J E S C O等処理事業者に関する記載について、更なる処理コストの低減施策を講じる・・・旨を追記すべ	報告書には、安全性を確保した上で効率的に処理を行うことの重要性についても記述

	き。	されています。処理事業者において処理コストの低減の努力を行うことは当然必要なものと考えます。
126	無害化処理認定施設の活用の他に、各電力会社などが行っているP C B自家処理が早期に終了した場合など、それら施設の活用は検討しないのか。	各施設の設置者が判断すべきことですが、P C B廃棄物処理施設の能力を有効に活用するため、処理の状況を踏まえつつ必要な検討をしていくことが重要であると考えます。
127	これまでの経緯、都道府県市の指導対象、処理期限などの項目に、電力会社が処理を行っている柱上トランスの処理事業についても具体的に記述すべきではないか。	今回は電力会社等の自社処理に関する処理状況については議論の対象としませんでしたので、詳細な記述はしていません。
128	P10（都道府県市）の9行目 「都道府県市が相互に連携して、拠点的広域的処理施設への計画的な搬入が図られるよう努めることが必要である。」について。処理施設の所在地と異なる都道府県に保管しているP C B廃棄物を処理する場合、県との事前協議が必要となる地域がある。P C B廃棄物は少量の保管事業者が多く、膨大な数の案件を事前協議にかける必要があり、排出事業者および、担当行政の大きな負担となることが想定される。またその膨大な案件の事前協議を捌けなければ、実質的に処理推進の制約となる可能性が高い。P C B廃棄物に限り事前協議を届出制にするなどの特例措置を検討するよう、各都道府県に対してご指導いただきたい。	御指摘の点について、どの程度処理に支障が生じているかといった実態を把握し、必要な対策について都道府県等に対し働きかけを行っていくことが重要であると考えます。
129	保管（使用）者には零細な事業者が多く、分析費用の捻出が困難な場合がある。保管（使用）事業者は、P C Bの混入がないものとして購入しており、製造メーカーの責任は大きいと考える。よって、製造メーカーが分析を実施する又は製造メーカーが主体となって分析補助制度を設けるべきではないか。	P C B濃度については、排出者の責任において確認することが必要です。製造メーカーは適切に機器の汚染の有無に関する情報等を提供することが重要であると考えます。
130	J E S C OのP C B廃棄物処理施設において、震災がれきの処理も考えるべき。	今回の意見募集の対象外の意見です。